

伊賀市週休2日制工事試行要領



令和6年10月 改正

伊 賀 市

目 次

第1編 土木工事編（積算基準(下水道編)適用工事含む）	
1. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領	… 1
2. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)特記仕様書	… 10
第2編 公共建築工事積算基準適用工事編	
1. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領	… 20
2. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)特記仕様書	… 29
3. 月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)試行要領	… 39
4. 月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)特記仕様書	… 48
第3編 農業農村整備工事編	
1. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領	… 58
2. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)特記仕様書	… 62
第4編 森林整備保全工事編	
1. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領	… 66
2. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)特記仕様書	… 69
第5編 土木工事編（水道）（積算基準(水道施設整備費に係る 歩掛表)適用工事）	
1. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領	… 74
2. 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)特記仕様書	… 79

参考資料

【参考】週休2日制工事確認表

第1編 土木工事編
(積算基準(下水道編)適用工事含む)

第1編 土木工事編（積算基準（下水道編）適用工事含む）

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※₁として、現場閉所※₂を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下「指定土日」という。）に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数/各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

(対象工事)

第3条 伊賀市が発注するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事 ※3
- ③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難工事は、下記のとおりとする。

- ・ 道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事 等）
- ・ 災害復旧工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

(経費の計上)

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の①、③、④）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、月単位の週休2日は達成できなかったものの、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数（別紙1の②、③、④）に減額変更するものとする。

また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】

・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え（D月⇒E月）】

・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。

（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）

（工事成績評価における評価）

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生 35. その他】において加點評価する。

なお、指定土日の現場閉所や月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

（その他）

第7条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

【別紙1 補正係数】

① 月単位の週休2日（4週8休以上）

- ・労務費 : 1.04
- ・機械経費（賃料） : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.03
- ・現場管理費率 : 1.05

② 通期の週休2日（4週8休以上）

- ・労務費 : 1.02
- ・機械経費（賃料） : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.02
- ・現場管理費率 : 1.03

③ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージ ェット工）		1.01	1.01

(下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.02

④ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工(ポリエ ルテル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘 発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置 工		1.02	1.03

【別紙2 月単位の週休2日 の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の 対象期間 日数＝28.5 %以上）であることをいう。

なお、下記① の場合も 4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の 現場 閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。A 月、B 月）

A 月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ A 月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B 月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ B 月 2 2 日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C 月）

C 月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C 月 4 日で対象期間が終わる場合
- ・ C 月 2 9 日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 土日をやむを得ず振替える場合 D 月、E 月)

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ D 月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ E 月の現場閉所日としてみなす

(D 月の現場閉所日としない)

※D 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

2. 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

- 1 月2回土日完全週休2日制 工事（以下「週休2日」という）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※₁として、現場閉所※₂を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下「指定土日」という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

- 2 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数各月の対象期間日数＝28.5 %以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

- 3 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数 対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

- 4 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督員へ報告すること。

また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

- 5 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

- 6 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

- 7 当初積算における 週休 2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の①、③、④）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

- 8 工事の精算にあたり、月単位の週休2日は達成できなかったものの、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数（別紙1の②、③、④）に減額変更するものとする。

また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

- 9 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え（D月⇒E月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。
（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）

- 10 伊賀市が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロード

【別紙1 補正係数】

① 月単位の週休2日（4週8休以上）

- ・ 労務費 : 1. 04
- ・ 機械経費（賃料） : 1. 02
- ・ 共通仮設費率 : 1. 03
- ・ 現場管理費率 : 1. 05

② 通期の週休2日（4週8休以上）

- ・ 労務費 : 1. 02
- ・ 機械経費（賃料） : 1. 02
- ・ 共通仮設費率 : 1. 02
- ・ 現場管理費率 : 1. 03

③ 市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォーターージェット工）		1.01	1.01

(下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.01	1.02

④ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工(ポリエ ルテル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘 発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置 工		1.02	1.03

【別紙2 月単位の週休2日 の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の 対象期間 日数＝28.5 %以上）であることをいう。

なお、下記① の場合も 4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の 現場 閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。A 月、B 月）

A 月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ A 月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B 月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ B 月 2 2 日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C 月）

C 月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C 月 4 日で対象期間が終わる場合
- ・ C 月 2 9 日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 土日をやむを得ず振替える場合 D 月、E 月)

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ D 月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ E 月の現場閉所日としてみなす

(D 月の現場閉所日としない)

※D 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかを■にしてください。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第□、□週」とします。

令和 年 月 日

工事名 _____

会社名 _____

現場代理人 _____

※指定土日を現場閉所し、かつ、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成出来ない場合は工事成績点の加点無し。

※月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

第2編 公共建築工事積算基準適用工事編

第2編 公共建築工事積算基準適用工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制 工事（以下、「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間 ※1 として、現場閉所 ※2 を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、「指定土日」という。）に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数 対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日以外の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

（対象工事）

第3条 伊賀市が発注するすべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事 ※3
- ③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難な工事は、下記のとおりとする。

- ・緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事 等）
- ・災害復旧工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の①）を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、月単位の週休2日は達成できなかったものの、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数（別紙1の②）に減額変更するものとする。

また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】

・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え（D月⇒E月）】

・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。

（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）

（工事成績評価における評価）

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生関係 35. その他】において加点評価する。

なお、指定土日の現場閉所や月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

（その他）

第7条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

積算方法等の運用（公共建築工事積算基準適用の場合）

「試行要領」により工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

（１）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

【月単位の週休２日（４週８休以上）】

① 労務費：１．０４

【通期の週休２日（４週８休以上）】

② 労務費：１．０２

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（２）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、（１）の補正係数から算出した以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）ロ．基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、（１）の補正係数を用いて算出した以下の表

A－2、表E－2及び表M－2の改修補正率を用いた上記の式により基準単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場、物価共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場	1.02	1.1	1.01	1.09
金属工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場	1.02	1.11	1.01	1.1
建具(シーリング)	市場	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場」：市場単価及び補正市場単価、「物価」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ポンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

【別紙2 月単位の週休2日 の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の 対象期間 日数＝28.5 %以上）であることをいう。

なお、下記① の場合も 4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の 現場 閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。A 月、B 月）

A 月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ A 月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B 月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ B 月 2 2 日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C 月）

C 月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C 月 4 日で対象期間が終わる場合
- ・ C 月 2 9 日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 土日をやむを得ず振替える場合 D 月、E 月)

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ D 月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ E 月の現場閉所日としてみなす

(D 月の現場閉所日としない)

※D 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

2. 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

- 1 月2回土日完全週休2日制 工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※₁として、現場閉所日※₂を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、「指定土日」という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

- 2 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

- 3 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現

場閉所日数 対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

- 4 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督員へ報告すること。また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 5 一つの工事現場において分離発注工事がある場合、受注者は他の受注者の週休2日の取組みに支障が生じないよう各工事間の調整を適切に行うこと。
- 6 受注者は、月1回、工事現場の閉所状況を監督員に報告すること。
- 7 当初積算における週休2日に関する経費は、月単位の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の①）を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上するものとする。
- 8 工事の精算にあたり、月単位の週休2日は達成できなかったものの、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数（別紙1の②）に減額変更するものとする。
また、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 9 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え（D月⇒E月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。
（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）

- 10 伊賀市が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロード

積算方法等の運用（公共建築工事積算基準適用の場合）

「試行要領」により工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

（１）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

【月単位の週休２日（４週８休以上）】

① 労務費：１．０４

【通期の週休２日（４週８休以上）】

② 労務費：１．０２

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（２）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、（１）の補正係数から算出した以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）ロ．基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、（１）の補正係数を用いて算出した以下の表

A－2、表E－2及び表M－2の改修補正率を用いた上記の式により基準単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場、物価共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場	1.02	1.1	1.01	1.09
金属工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場	1.02	1.11	1.01	1.1
建具(シーリング)	市場	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場」：市場単価及び補正市場単価、「物価」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び 及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボッ クス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブ ルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属 管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電 線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、 銅覆鋼棒、接地極埋設 票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及 び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧ファン類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取 付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

【別紙2 月単位の週休2日 の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の 対象期間 日数＝28.5 %以上）であることをいう。

なお、下記① の場合も 4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の 現場 閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。A 月、B 月）

A 月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ A 月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B 月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ B 月 2 2 日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C 月）

C 月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C 月 4 日で対象期間が終わる場合
- ・ C 月 2 9 日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 土日をやむを得ず振替える場合 D 月、E 月)

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ D 月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ E 月の現場閉所日としてみなす

(D 月の現場閉所日としない)

※D 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかを■にしてください。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第□、□週」とします。

令和 年 月 日

工事名 _____

会社名 _____

現場代理人 _____

※指定土日を現場閉所し、かつ、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成出来ない場合は工事成績点の加点無し。

※月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3. 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※₁として、現場閉所※₂を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、「指定土日」という。）に行うものをいう。

2 この要領において、月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数 各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の対象期間日数＝28.5%以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

3 この要領において、通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数 対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日以外の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

（対象工事）

第3条 伊賀市が発注する月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）の対象工事以外のすべての案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事 ※3
- ③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難工事は、下記のとおりとする。

- ・ 緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事 等）
- ・ 災害復旧工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、通期の週休2日を前提とした補正係数（別紙1の(2)）を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上する。

2 工事の精算にあたり、月単位の週休2日を達成できた場合は、補正係数（別紙1の(1)）に増額変更するものとする。

また、通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

- 3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え（D月⇒E月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。
（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）

（工事成績評価における評価）

- 第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生関係 35. その他】において加點評価する。

なお、指定土日の現場閉所や月単位の週休2日もしくは通期の週休2日の現場閉所の両方または一方が達成できなかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

（その他）

- 第7条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

積算方法等の運用（公共建築工事積算基準適用の場合）

「試行要領」により工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

（１）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

【月単位の週休２日（４週８休以上）】

① 労務費：１．０４

【通期の週休２日（４週８休以上）】

② 労務費：１．０２

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（２）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、（１）の補正係数から算出した以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）ロ、基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の「市場単価及び

補正市場単価改修補正率」によらず、（１）の補正係数を用いて算出した以下の表 A－２、表 E－２及び表 M－２の改修補正率を用いた上記の式により基準単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場、物価共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場	1.02	1.1	1.01	1.09
金属工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場	1.02	1.11	1.01	1.1
建具(シーリング)	市場	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場」：市場単価及び補正市場単価、「物価」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

【別紙2 月単位の週休2日の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 ÷ 各月の対象期間日数 = 28.5 %以上）であることをいう。

なお、下記① の場合も 4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の 現場 閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。A 月、B 月)

A 月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ A 月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日 (土日日数)}}{30 \text{ 日 (対象日数)}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B 月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ B 月 22 日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日 (土日日数)}}{9 \text{ 日 (対象日数)}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C 月）

C月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C月4日で対象期間が終わる場合
- ・ C月29日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 土日をやむを得ず振替える場合 D 月、E 月)

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ D 月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ E 月の現場閉所日としてみなす

(D 月の現場閉所日としない)

※D 月の4週8休以上の率算出時に注意

4. 「月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）」特記仕様書

- 1 月2回土日完全週休2日制 工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※₁として、現場閉所日※₂を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下、「指定土日」という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

なお、月単位の週休2日の場合において、暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（別紙2の②）

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

なお、分離発注工事の場合は、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態（現場休息）をもって、現場閉所の判断を行うものとする。

- 2 月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

なお、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所でも4週8休（各月の現場閉所日数各月の対象期間日数＝28.5%）に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、4週8休以上（各月の現場閉所日数各月の対象期間日数＝28.5 %以上）を達成しているものとみなす。（別紙2の①）

- 3 通期の週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現

場閉所日数 対象期間日数＝28.5%以上）であることをいう。

- 4 受注者は月2回土日完全週休2日制を実施するか否かについて、契約後10日以内に様式1を作成し、監督員へ提出する。また、実施する場合は、土曜日を閉所する週を様式1に併せて記入し報告すること。
なお、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 5 一つの工事現場において分離発注工事がある場合、受注者は他の受注者の週休2日の取組みに支障が生じないように各工事間の調整を適切に行うこと。
- 6 受注者は、月1回、工事現場の閉所状況を監督員に報告すること。
- 7 当初積算における週休2日に関する経費は、通期の週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の②）を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上するものとする。
- 8 工事の精算にあたり、月単位の週休2日を達成できた場合は、補正係数（別紙1の①）に増額変更するものとする。
また、通期の週休2日を達成できなかったものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 9 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
なお、緊急対応などやむを得ない理由がある場合において指定土日を振替えた場合、月単位の週休2日の算定においては実際の現場閉所日をもって現場閉所日数を算定すること。（別紙2の③）

【同じ月への振り替え（D月⇒D月）】

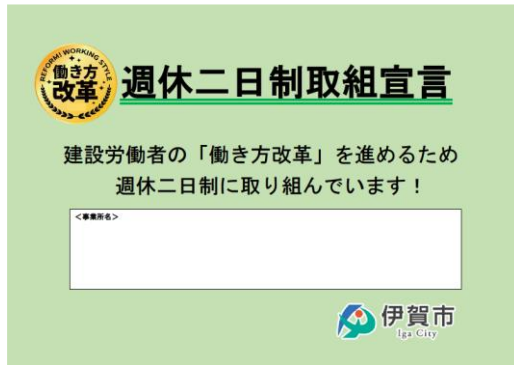
- ・その月（D月）の現場閉所日としてみなす。

【他の月への振り替え（D月⇒E月）】

- ・その月（D月）の現場閉所日ではなくE月の現場閉所日として算定。
（D月の4週8休以上の率算出時に注意すること）

- 10 伊賀市が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロード

積算方法等の運用（公共建築工事積算基準適用の場合）

「試行要領」により工事費の積算に用いる単価の補正方法等は、以下による。

（１）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

【月単位の週休２日（４週８休以上）】

① 労務費：１．０４

【通期の週休２日（４週８休以上）】

② 労務費：１．０２

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

（２）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、（１）の補正係数から算出した以下の表Ａ－２、表Ｅ－２及び表Ｍ－２の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

（参考）

「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第４編第１章８（３）ロ．基準補正単価の表Ａ－１、表Ｅ－１及び表Ｍ－１の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、（１）の補正係数を用いて算出した以下の表

A－2、表E－2及び表M－2の改修補正率を用いた上記の式により基準単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場、物価共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場、物価共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場	1.02	1.1	1.01	1.09
金属工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場	1.02	1.11	1.01	1.1
建具(シーリング)	市場	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場」：市場単価及び補正市場単価、「物価」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ポンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日		通期の週休2日	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファン類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

【別紙2 月単位の週休2日 の考え方】

月単位の週休2日とは、対象期間内のすべての月毎における現場閉所の達成状況が4週8休以上（各月の現場閉所日数 各月の 対象期間 日数＝28.5 %以上）であることをいう。

なお、下記① の場合も 4週8休以上達成とみなす。

- ① 暦上の土曜日・日曜日の 現場 閉所でも4週8休に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。A 月、B 月）

A 月（パターンA）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ A 月すべてが対象期間の場合

$$\frac{8 \text{ 日（土日日数）}}{30 \text{ 日（対象日数）}} = 26.66 \dots$$

4週8休に満たないが、A月は8日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

B 月（パターンB）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ B 月 2 2 日から対象期間が始まる場合

$$\frac{2 \text{ 日（土日日数）}}{9 \text{ 日（対象日数）}} = 22.22 \dots$$

4週8休に満たないが、B月は2日以上
の現場閉所で4週8休以上達成とみなす

- ② 暦上の土曜日・日曜日が対象期間に含まれない月は対象期間から除く。（C 月）

C 月（パターンC）						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- ・ C 月 4 日で対象期間が終わる場合
- ・ C 月 2 9 日から対象期間が始まる場合



暦上の土日を含まないため、対象期間から除く

③ 土日をやむを得ず振替える場合 D 月、E 月)

【同じ月への振り替え】

D月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ D 月の現場閉所日としてみなす

【他の月への振り替え】

E月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

・ E 月の現場閉所日としてみなす

(D 月の現場閉所日としない)

※D 月の 4 週 8 休以上の率算出時に注意

様式1

月2回土日完全週休2日制工事(受注者希望型)

月2回土日完全週休2日の実施について

以下のいずれかを■にしてください。

☐:当社は月2回土日完全週休2日を実施します。

月2回、土曜日に現場閉所する週をする週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第□、□週」とします。

☐:当社は以下の理由により、月2回土日完全週休2日を実施しません。

(実施しない場合、該当する理由を■にしてください。複数回答可)

☐工程管理が困難となるから(天候不順など不確定な要素を除く)

☐天候不順など不確定な要素があることで工程管理が困難となるから

☐日給月給制の従業員が多く、月当たりの賃金が低くなるから

☐当社の休暇制度と合わないから

☐下請業者との調整が困難となるから

☐他工事との調整が困難となるから

☐その他

()

令和 年 月 日

工事名

会社名

現場代理人

※週休2日かつ指定土日の現場閉所が出来ない場合は工事成績点の加点無し。

※土日にかかわらず、通期の週休2日の達成が出来ない場合は、経費等を減額する。

※土日にかかわらず、月単位の週休2日を達成した場合は、経費等を増額する。

第3編 農業農村整備工事編

第3編 農業農村整備工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休）の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※₁として、現場閉所※₂を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下「指定土日」という。）に行うものをいう。

2 この要領において、週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 伊賀市が発注するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事※₃

③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難工事は、下記のとおりとする。

- ・道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事 等）
- ・災害復旧工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

（工事成績評価における評価）

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生 35. その他】において加点評価する。

なお、指定土日の現場閉所や4週8休以上の現場閉所の両方または一方が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点を行わない。

（その他）

第7条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

【別紙1 補正係数】

- ・労務費 : 1.02
- ・機械経費（賃料） : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.02
- ・現場管理費率 : 1.05

農業農村整備工事

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

2. 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

【農業農村整備工事】

- 1 月2回土日完全週休2日制 工事（以下「週休2日」という）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※₁として、現場閉所※₂を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下「指定土日」という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

- 2 週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。
- 3 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督員へ報告すること。また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 4 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

- 6 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 7 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。
- 8 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- 9 伊賀市が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロード

【別紙1 補正係数】

- ・労務費 : 1.02
- ・機械経費（賃料） : 1.02
- ・共通仮設費率 : 1.02
- ・現場管理費率 : 1.05

農業農村整備工事

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

様式1

月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかを■にしてください。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第□、□週」とします。

令和 年 月 日

工事名 _____

会社名 _____

現場代理人 _____

※指定土日を現場閉所し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成出来ない場合は
工事成績点の加点無し。

※土日にかかわらず、週休2日の達成が出来ない場合は経費等を減額する。

第4編 森林整備保全工事編

第4編 森林整備保全工事編

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休）の普及に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間^{※1}として、現場閉所^{※2}を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下「指定土日」という。）に行うものをいう。

2 この要領において、週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 伊賀市が発注するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事^{※3}
- ③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難工事は、下記のとおりとする。

- ・道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事 等）
- ・災害復旧工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

（工事成績評価における評価）

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生 35. その他】において加点評価する。

なお、指定土日の現場閉所や4週8休以上の現場閉所の両方または一方が達成出来なかった場合でも、工事成績評価の減点は行わない。

（その他）

第7条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

【別紙1 補正係数】

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料） : 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06

森林整備保全工事

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.05
排水構造物工		1.05

2. 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

【森林整備保全工事】

- 1 月2回土日完全週休2日制 工事（以下「週休2日」という）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※₁として、現場閉所※₂を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下「指定土日」という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

- 2 週休2日とは、対象期間全体での現場閉所の達成状況が4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上）であることをいう。
- 3 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督員へ報告すること。また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。
- 4 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- 5 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

- 6 当初設計における週休2日に関する経費は、週休2日の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 7 工事の精算にあたり、週休2日を達成できなかったものについては、補正分を減額変更するものとする。
- 8 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- 9 伊賀市が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロード

【別紙1 補正係数】

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料） : 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06

森林整備保全工事

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.05
鉄筋工（ガス圧接）		1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
軟弱地盤処理工		1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
区画線工		1.05
構造物とりこわし工	機械	1.04
	人力	1.05
コンクリートブロック積工		1.05
排水構造物工		1.05

様式1

月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかを■にしてください。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第□、□週」とします。

令和 年 月 日

工事名 _____

会社名 _____

現場代理人 _____

※指定土日を現場閉所し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成出来ない場合は
工事成績点の加点無し。

※土日にかかわらず、週休2日の達成が出来ない場合は経費等を減額する。

第5編 土木工事編(水道)

(積算基準(水道施設整備費に係る歩掛表)適用工事)

第5編 土木工事編（積算基準（水道施設整備費に係る歩掛表）適用工事）

1. 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）試行要領

（目的）

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。担い手確保には、建設現場における労働環境の改善が必須であるため、伊賀市が発注する建設工事の週休2日（4週8休以上）の普及・定着に向けて月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

（定義）

第2条 月2回土日完全週休2日制工事（以下「週休2日」という。）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間 ※₁ として、現場閉所 ※₂ を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下「指定土日」という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

（対象工事）

第3条 伊賀市が発注するすべての工事の案件を対象とする。ただし、以下の案件については対象外とする。

- ① 契約工期が30日未満の工事
- ② 現場閉所困難な工事 ※₃
- ③ 発注担当課の所属長が対象工事に適さないと判断する工事

※3 現場閉所困難工事は、下記のとおりとする。

- ・道路・河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事 等）
- ・災害復旧工事

（入札公告等への明示）

第4条 発注者は、入札公告において、「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定める。

（経費の計上）

第5条 当初積算における週休2日に関する経費は、4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の①、②、③）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。

2 工事の精算にあたり、対象期間中の現場閉所の達成状況が、4週8休未満（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%未満）となるものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。

3 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。

（工事成績評定における評価）

第6条 指定土日を現場閉所し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成できた場合、工事成績採点表創意工夫の評価（監督員）における【安全衛生 35. その他】において加点評価する。

なお、指定土日の現場閉所や4週8休以上の現場閉所の両方または一方が達成出来なかった場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

（その他）

第7条 伊賀市が配布する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。なお、掲示例等詳細については、別途、特記仕様書に定める。

附則 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

【別紙1 補正係数】

① 4週8休以上

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料） : 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06

② 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04

橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

（下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数）

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.02

③ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		4週8休以上
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		4週8休以上
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工(ポリエ ルテル樹脂)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘 発目地設置工		1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置 工		1.02

2. 「月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）」特記仕様書

【水道施設整備費に係る歩掛表】

- 1 月2回土日完全週休2日制 工事（以下「週休2日」という）とは、工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※₁として、現場閉所※₂を原則、すべての日曜日と「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日（以下「指定土日」という。）に行うものをいう。

※1 対象期間の考え方について、以下の期間は対象期間から除く

- ・準備期間
- ・後片付け期間
- ・夏季休暇（3日間）
- ・年末年始休暇（6日間）
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により指定土日を別の日への振替可能とする。

- 2 受注者は、契約後10日以内に、土曜日を閉所する週を様式1にて、監督員へ報告すること。

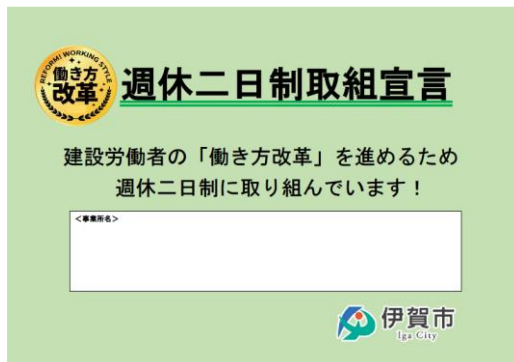
また、あらかじめ決めた土曜日を閉所する週を変更する場合は、事前に監督員に報告すること。

- 3 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約書第22条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

- 4 受注者は、月1回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

- 5 当初積算における週休2日に関する経費は、4週8休以上（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%以上）の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1の①、②、③）を乗じたそれぞれの経費（労務費、機械経費（機械賃料）、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、標準単価）を計上するものとする。
- 6 工事の精算にあたり、対象期間中の現場閉所の達成状況が、4週8休未満（現場閉所日数/対象期間日数＝28.5%未満）となるものについては、補正係数を除き減額変更するものとする。
- 7 算定する現場閉所日数は、土曜日・日曜日にかかわらず現場を閉所した日の累計とし、荒天（降雨・降雪等）により休工した日も現場を閉所した日数に含めるものとする。
- 8 伊賀市が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示するよう努める。

【掲示の例・サイズ】A3横サイズ(297×420 mm)



【入手方法】

- ・HPからダウンロード

【別紙1 補正係数】

① 4週8休以上

・労務費	: 1. 05
・機械経費（賃料）	: 1. 04
・共通仮設費率	: 1. 04
・現場管理費率	: 1. 06

② 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		4週8休以上
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

(下水道用設計標準歩掛に係る市場単価の補正係数)

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.05
組立マンホール設置工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び 支管取付工	1.02

③ 土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		4週8休以上
区画線工		1.02
高視認性区画線工		1.02
橋梁塗装工		1.01
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
コンクリートブロック積工		1.02
排水構造物工		1.02

名称	区分	補正係数
		現場閉所
		4週8休以上
鋼製排水溝設置工		1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02
	高所作業車	1.02
防草シート設置工		1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工(ポリエ ルテル樹脂)	固定足場	1.01
	高所作業車	1.01
塗膜除去工		1.02
バキュームブラスト工		1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00
	撤去	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02
機械式継手工		1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘 発目地設置工		1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.02
支承金属溶射工		1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置 工		1.02

様式1

月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）

月2回土日完全週休2日の指定について

以下のいずれかを■にしてください。

月2回、土曜日に現場閉所する週を

☐「第1、3週」

☐「第2、4週」

☐「第□、□週」とします。

令和 年 月 日

工事名 _____

会社名 _____

現場代理人 _____

※指定土日を現場閉所し、かつ、4週8休以上の現場閉所が達成出来ない場合は
工事成績点の加点無し。

※4週8休以上を達成出来なかったものについては、補正係数を除き減額変更
するものとする。

参考資料

○「まんなかホリデー」を推進しています。
(中部地方整備局管内の全ての工事を対象に毎月第2、第4土曜日を一斉休工日とする取組。)

請負業者名	
現場代理人	

成績加点	×
------	---

← 監督員・現場代理人においても間違いがないか確認をお願いします。

		令和6年12月																															毎月第 2・4 土曜日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
--	--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

実績の確認	
対象日数	0
閉所日数	0
達成率	

← 通期（対象期間全体）の週休2日の状況